

乳児一般健康診査手順書

令和 5 年 4 月作成

(対象者)

乳児一般健康診査（4 か月児健康診査）：満 4 か月を超え満 5 か月までの児
10 か月児健康診査：満 10 か月を超え満 11 か月までの児

(業務内容)

問診・計測・診察・子育てに関する相談等

(実施方法)

1. 各健康診査の対象者が、「4 か月児健康診査票・受診券」「10 か月児健康診査票・受診券」を持参し、医療機関に受診する
2. 医療機関は、問診、計測、診察、相談対応等を実施し、結果を各「健康診査票・受診券」と母子健康手帳に記入する
3. 実施した各「健康診査票・受診券」、「乳児一般健康診査実施報告書兼請求書」を翌月 10 日までに姫路市保健所に提出する